平成21年10月29日

各　位

東京都千代田区内幸町一丁目３番２号
株式会社 コスモス イニシア
代表取締役社長　高　木　嘉　幸

株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社臨時株主総会及び種類株主総会において、株式併合及び単元株式数の変更に関し、「普通株式併合の件」及び「定款一部変更の件（２）」が原案どおり承認可決されましたので、手続の詳細につきご連絡申しあげます。

敬具

記

１．普通株式の併合について

(1) 株式併合の効力発生日は平成21年11月６日（金）を予定しております。併合の効力発生によって、ご所有の当社普通株式10株につき１株の割合で、株式が併合されます。

併合後の新株式数は、同日付でお取引口座のある証券会社等の口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。

(2) 株式併合後のご所有株式に関するご案内は、平成21年12月中旬に、お届けいただいているご住所にお送り申しあげる予定でございます。

(3) 株式併合の結果生じる１株未満の端数株式は、当社にて一括取りまとめて売却処分し、ご所有の端数株式数に応じてその代金をお支払いいたします。なお、処分代金につきましては、平成22年１月中旬に「端数株式処分代金領収証」を送付する予定でございますので、最寄のゆうちょ銀行等にてお受取りください。

(4) 平成21年10月30日（金）より平成21年11月５日（木）の間は、上場証券取引所（ジャスダック証券取引所）における株式売買停止期間となり、また、証券保管振替機構の定めにより当社の単元未満株式の買取請求は取次停止期間となります。

お手続きにあたっては事前に、お取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。

２．単元株式数の変更について

当社普通株式の単元株式数を平成21年11月６日（金）をもって1,000株から100株に変更する予定であります。これに伴い効力発生日をもって上場証券取引所（ジャスダック証券取引所）における当社普通株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることになります。

３．株式併合及び単元株式数の変更に関する日程

(1) 取締役会決議日	平成21年９月28日（月）
(2) 株式併合公告	平成21年10月22日（木）
(3) 臨時株主総会決議日	平成21年10月29日（木）
(4) 株式売買停止開始日	平成21年10月30日（金）
(5) 株式売買停止最終日	平成21年11月５日（木）
(6) 効力発生日	平成21年11月６日（金）
(7) 株式売買再開日	平成21年11月６日（金）
(8) 株式併合後の新株式数ご通知	平成21年12月中旬予定
(9) 「端数株式処分代金領収証」ご送付（端数が生じた株主様対象）	平成22年１月中旬予定

４．よくあるご質問

Q：株式併合に際して、株主として必要な手続きはあるのですか？

A：特に必要な手続きはございません。

Q：市場での株式売買はどの期間できなくなるのですか？

A：市場での株式売買は、平成21年10月30日（金）から平成21年11月５日（木）までの間は停止し、平成21年11月６日（金）より再開いたします。
併合後の新株式数は、平成21年11月６日（金）にお取引口座のある証券会社等の口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなりますので、同日より取引を行うことが可能です。

Q：現在1,000株の株式を保有しているのですが、どうなるのですか？

A：株式併合の結果、10株を１株に併合することとなるため、保有株式は100株となります。
今般、単元株式数も1,000株から100株に変更する予定でありますので、上場証券取引所における普通株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなり、100株単位で従前どおりお取引が可能です。

Q：現在800株の株式を保有しているのですが、どうなるのですか？

A：株式併合の結果、10株を１株に併合することとなるため、保有株式は80株となります。
今般、単元株式数も1,000株から100株に変更する予定でありますので、上場証券取引所における普通株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなりますが、従前どおり単元未満株式であることに変わりはございません。単元未満株式につきましては、当社に対して買取請求をすることができます。詳しくは、お取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。

Q：現在1,009株の株式を保有しているのですが、どうなるのですか？

A：1,000株分につきましては、株式併合の結果、100株となります。９株分につきましては、株式併合の結果、「１株に満たない端数」となりますので、当社にて一括取りまとめて売却処分し、端数の0.9株分に応じてその代金をお支払いいたします。（詳しくは、１．(3)をご参照ください。）

Q：2社以上の証券会社等に口座を持っている場合は、どのようになるのでしょうか？

A：名寄せされますので、合計の保有株式数に基づき併合の手続きが行われます。詳細はお取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。

以上